



須坂市告示第 90 号

平成 24 年 3 月 30 日付け須坂市告示第 47 号において指定した、環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号イに基づく環境基準に係る騒音の指定地域について、一部を変更したので告示し、次により一般の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 1 日

須坂市長 三木 正夫



1 縦覧場所

須坂市市民環境部生活環境課 須坂市大字須坂 1528 番地 1

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。